

わるものと評価できる遺構を提示した。第2章と第3章ではいずれも燈明皿などの燃燈に関わる資料を用い、燃燈供養や悔過といった法会との関係を検討した。とくに、一夜あたりの油の使用量が1.5合から2合であることをふまえ、燈明皿に伴って出土する小型の壺が油の計量に用いられたとする見解を提示し、考古学的に燃燈を解明する方法に新たな視点を提示した。その上で、記録に残る千燈会や万燈会、悔過などを検討し、燃燈をともなう法会が奈良時代に広範囲に普及していることを明らかにした。

以上のように、本論文は、考古資料に対する緻密な分析にもとづき、年代を解明する手がかりとする一方で、瓦であればその造瓦工場の展開過程、土器であれば法会における使用法などへと検討を進め、それと文献史料に基づく研究とを照合することによって、豊かな古代仏教史を描くことに成功しており、自身が仏教者として仏教に深い理解をもつことも背景にあり、より精度の高い研究に昇華することができたと評価できる。

## 論文審査結果の要旨

本論文について、平成30年2月15日午後2時半から5時にわたり、京都府立大学付属図書館グループ研究室1において公開審査会を実施した。最初に概要の発表があり、その後、審査委員による質疑がおこなわれた。質疑のおもな内容は、以下の通りである。

### 【第一部】

- ①漢字の新字体と旧字体とが用いられるが使い分けの意図は？
- ②史料に現れる「山房」がどこを指すのかの証明がかけているのではないか？
- ③瓦から建築構造の違いを述べているが、それは可能か？

### 【第2部】

- ④興福寺式軒瓦が東大寺で出土することを藤原氏との関係としているが、そもそも瓦の文様にそこまでの評価をすることは可能か？
- ⑤瓦からみた当麻寺曼荼羅堂の年代が建築史の検討と齟齬する理由は？
- ⑥藤原仲麻呂と造東大寺司との関係は？

### 【第3部】

- ⑦平安時代後期の勸進僧の活動を瓦から検討すること自身は魅力的であると言えるが、たとえば蓮実に関係するとして瓦がその住房である東僧房から出土しないといった矛盾があるように感じられるが、どのように説明するのか？

### 【第4部】

- ⑧東大寺の前殿に関係するという遺構が示されているが、その発見場所が大仏殿からはかなり距離があり、想定が難しいのではないか？
- ⑨燃燈が屋外でおこなう庭儀か屋内の法会かといった違いを明確にすることが重要ではないか？

⑩小型の壺が油の容器であることはよく理解できるが、それが度量衡にかかわる計量器とするには個体による誤差が大きすぎるのではないか。

以上の質疑に対して、①史料にもとづいて書き分けを意図したが不徹底であった。②瓦の年代からおもに検討をおこなったが、結果として薬師経の注文に関わる史料の山房が香山堂を示すと判断できる。③おもに瓦葺きか否かということが判明するので、用語を訂正するようにしたい。④東大寺で展開する興福寺式瓦を抽出できたことが大きな成果である。それと興福寺や藤原氏との関係は安易に考えてしまった。さらに深く検討をおこないたい。⑤建築史上の曼荼羅堂の位置付けは承知しているが、瓦の年代とは若干の相違がある。境内全体から出土する東大寺式の軒瓦の年代から、淳仁朝の伽藍整備を考えた。⑥藤原仲麻呂と造塔大寺司との関係は先行研究に依拠したが、丁寧に説明する必要がある。⑦特定の瓦の背景に僧侶を重ねるのは、重源などは顕著な例でわかりやすいが、それ以外の僧侶は可能性の議論となる。そのうえで、やや矛盾をはらむのは承知で勸進僧の蓮実についても検討をおこなってみた。⑧東大寺大仏殿の前庭の発掘調査がないため、外で見つかった溝がどのように延びるのかは想像になる。しかしながら、大仏殿完成時埋め立てられた立派な溝の存在は、前殿に関する遺構とみなすのが最も妥当ではないか。⑨燃燈に用いられた燈明皿は廃棄された状況で発見されるので、燃燈の場所については明らかにしづらい。しかし、多量の場合は、屋外では難しいと考える。⑩容量が一定でないことは確かに計量器とするのは行き過ぎかもしれないが、一夜分が意識された容器が準備されていることを評価したい、との回答があった。

以上の質疑応答のほかにも、個別的な内容の確認などについて質疑をおこない、誤字脱字や史料の訓点の不備なども指摘し、今後の展望にも関わる議論もおこなった。このように、内容を精緻にするためには、さらに検討すべき課題も残されているが、本論文が基礎的な資料の検討作業に十分に取り組み、詳細な資料提示のうえで、東大寺の伽藍造営の実態や、法会に関わる資料の抽出など、これまでの研究に新たな見方を加えることに成功していると評価できる。これは、単に考古学上の一つの達成というだけではなく、古代の仏教史への寄与という点でも大であると評価できる。資史料の運用、解釈にも問題はなく、研究史を十分に踏まえたうえでの確に論を進めており、論文として完成度の高いものとなっている。以上から、本委員会は本論文が博士（歴史学）の学位授与評価基準を満たしているものと認める。